

自立生活援助事業所

「かながわ地域活動ホームほのぼの 相談支援室」

利用契約書

_____様（以下「利用者」という。）と、社会福祉法人 若竹大寿会が設置する自立生活援助事業所 かながわ地域活動ホームほのぼの相談支援室（以下「事業者」という。）が、利用者に提供する障害者総合支援法に基づく自立生活援助事業について、次のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 この契約は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律にのっとり、利用者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、事業者が個別支援計画に基づき利用者に対して必要なサービスを適正に行うことを定めています。

（サービス内容）

第2条 事業所は、別紙「重要事項説明書」に定める内容の自立生活援助のサービスを提供します。

（契約期間）

第3条 本契約の契約期間は、障害福祉サービス受給者証の認定期間に記載されている期間とします。本契約期間満了日以前に利用者が障害支援区分の変更を受け、支給有効期間満了日が変更された場合には、変更後の支給有効期間の満了日までに本契約は自動的に同じ内容で更新されるものとします。契約期間満了後、同じ内容で契約を行う場合には、自動的に 同じ内容で更新されるものとします。

- 2 契約更新に異議のある利用者もしくは事業者は、契約満了日の3か月前までに相手方に対して文書により契約終了の申出をするものとします。この申出があったときは、本契約は期間満了の日をもって終了するものとします。

（身元引受人）

第4条 事業者は、利用者に対し、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てることを求めることができます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合はこの限りではありません。

（1）弁済をする資力を有すること

- 2 身元引受人は、利用者が本契約上事業者に対して負担する一切の債務を極度額15万円の範囲内で、利用者と連帯して負担します。

- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

（1）利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

（2）通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置をすること。

- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は事業所、事業所のサービス従事者若しくは他の通所利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を

行った場合、当事業所は、利用者に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。

- 5 身元引受人の請求があったときは、事業者は、身元引受人に対し、遅滞なく、利用者の債務の元本及び同債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たる全てのものについての不履行の有無並びにこれらの残額及びそのうち弁済期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(個別支援計画)

第5条 事業者は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者が希望する生活や課題等の把握を行い、適切な支援内容を検討し個別支援計画を作成します。

- 2 事業者は、個別支援計画の内容について利用者又はその家族にたいして説明し、文書により同意を得ることとします。
- 3 事業者は、個別支援計画作成後、実施状況の把握を行い少なくとも3か月に1回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行います。

(利用料金)

第6条 事業者は、自立生活援助を提供した際は、利用者から市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払いを受けるものとします。

- 2 利用者は、重要事項説明書に記載する訓練等給付費対象外サービスに対して、所定の料金を事業者に支払います。

(利用料金の支払い等)

第7条 事業者は、当月の利用料金合計額の請求書を翌月末までに利用者へ送付するものとします。

- 2 利用者は、前項により請求のあった利用料金の合計金額を翌々月10日までに支払うものとします。
(金融機関が休みの場合は翌営業日)

(事業者の基本的義務)

第8条 事業者は、本契約に基づく内容について、利用者等の質問等に対して適切に説明します。

- 2 利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な自立生活援助を適切に行います。
- 3 事業者は、利用者等の意思と人格を尊重し、常に利用者等の立場にたって、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行うものに不当に偏ることのないよう、公正中立に自立生活援助を行います。

(安全配慮義務)

第9条 事業者は、自立生活援助の提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

(守秘義務)

第10条 事業者及び従事者は、本契約による自立生活援助を提供するにあたって知り得た利用者や家族等の秘密について、正当な理由がある場合を除き第三者に開示することはありません。

- 2 事業者は、他の指定福祉サービス事業者や医療機関に対し、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得ることとします。

- 3 事業者は、自立生活援助サービスの提供に関する記録を整備し、提供日から5年間保存します。事業者の窓口業務時間に自分の記録を見ることができますし、実費を負担してコピーすることができます。

(緊急時の対応)

第11条 事業者は、利用者の病状に変化が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の指定する医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

- 2 前項のほか、事業者は利用者の心身の状態が変化した場合は、利用者及び家族が指定する者に対し緊急に連絡します。

(虐待防止)

第12条 事業所は利用者の人権擁護、虐待防止の為に、「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、責任者を設置する等必要な体制の整備及びその従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

(身体拘束の禁止)

第13条 事業者は、サービス提供に当たり身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行いません。ただし、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

- 2 前項の但し書きの規程に基づき身体的拘束等の行為を行った場合は、事業者は直ちにその日時、態様、利用者の身心状況、緊急やむを得ないと判断した理由、当該行為が必要と判断したサービス従事者及び当該行為を行ったサービス従事者等の氏名その他必要な事項について、書面に記録します。

(記録保存整備義務・情報公開等)

第14条 事業者は、利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その記録を利用終了後、5年間保管し、利用者又は利用者の同意を得た者或いは請求権を有する者が記録の閲覧、複写等を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。

- 2 前項の閲覧等の申出は事業所の窓口業務時間（祝日及び事業所の休館日を除く毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時）に応じます。
- 3 事業者が保有する情報の公開に関しては、別途、情報公開規定に必要な事項を定めます。

(契約の終了事由)

第15条 本契約は、以下の各号に基づく契約の終了が生じた場合に終了するものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (3) 事業者が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- (4) 第12条から第14条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- (5) 第2条の契約期間が満了した場合。ただし、利用者と事業者の双方の同意があった場合については自動的に更新を可能とする。

(利用者からの中途解約)

第16条 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了を希望する日の30日前までに事業者に通知するものとします。ただし、利用者が入院した場合等、正当な理由がある場合には即時に解約することができます。

(利用者からの契約解除)

第17条 利用者は、事業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、ただちに本契約を解除することができます。

- (1) 事業者が正当な理由なく本契約に定める障害福祉サービスを実施しない場合
- (2) 事業者が第8条から第14条に定める義務に違反した場合
- (3) 事業者が故意又は過失により利用者もしくはその家族等の生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(事業者からの契約解除)

第18条 事業所はやむを得ない理由がある場合には、30日以上予告期間において文書で通知することによりこの契約を解除することが出来るものとする。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより直ちに本契約を解除することが出来るものとする。

- (1) 利用者が事業所に支払うべきサービスの利用料金を3ヶ月以上滞納し、相当期間を定めて督促したにもかかわらず、その期限までに支払われない場合
- (2) 利用者が、故意または重大な過失により、事業所もしくはサービス提供職員の生命・身体・財物・信用を傷つける事等によって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ その状況の改善が見込めない場合

(苦情解決)

第19条 利用者は、本契約に基づく自立生活援助サービスに関して、いつでも重要事項説明書に記載されている苦情受付窓口で苦情を申し立てることができます。

- 2 利用者は、本契約に基づく自立生活援助サービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることもできますし、横浜市福祉調整委員会及びかながわ福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。

(事故と損害賠償)

第20条 事業者は、自立生活援助の提供によって事故が生じた場合には、速やかに都道府県、市町村・利用者等の家族等に連絡して必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、自立生活援助を提供するにあたって、事業者の責任と認められる事由によって利用者に損害を与えた場合には、速やかに利用者の損害を賠償します。
- 3 利用者は、故意または過失により事業者に損害を与えたときは、その損害を利用者及び身元引受人が連帯して弁償する責務を負うものとします。

(その他)

第21条 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者総合支援法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名又は記名及び捺印の上、各自その1通を保有します。

西暦 年 月 日

利用者 住 所 _____
氏 名 _____ 印 (自署の場合押印不要)
(上記利用者の法定代理人 _____ 印)

利用者本人は、身体の状態等により自署ができないため、本人の意思を確認の上、代筆します。

代筆者 住 所 _____
氏 名 _____ 印 (自署の場合押印不要)
※代筆の場合代筆理由を記載下さい
代筆理由 ()

身元引受人 住 所 _____
氏 名 _____ 印

家族の代表 住 所 _____
氏 名 _____ 印

名 称 : 社 会 福 祉 法 人 若 竹 大 寿 会
(かながわ地域活動ホームほのぼの 相談支援室)
住 所 : 横 浜 市 神 奈 川 区 羽 沢 町 5 5 0 - 1
代表者氏名 : 理 事 長 竹 田 一 雄 印